

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和3年6月

CONTENTS

	頁
◆ 政策協議会のご報告	2
◆ 理事会及び交付金運営委員会のご報告	2
◆ 令和3年度 通常総会の日程	2
◆ 整備管理者 選任前研修 開催予定	3
◆ 整備管理者 選任後研修 開催予定	3
◆ 運行管理者 一般講習のご案内	4
◆ 運行管理者 基礎講習のご案内	5
◆ 軽油価格調査のお願い (5月購入分)	5
◆ 夏の交通安全県民運動	5
◆ 「パート・正社員」同一労働 同一賃金の手引き 同封しました	6
◆ 2021年度 エコドライブ活動コンクール参加募集 交通エコロジー・モビリティ財団	6
◆ 「引越事業者優良認定制度」の説明会について	7
◆ 「引越事業者優良認定」の申請について	7
◆ 2021年度 引越講習(基本・管理者)日程	7
◆ 安全宣言事業所 募集 200days安全宣言ラリー 参加無料	8
◆ 熱中症と感染予防 夏のマスク着用 注意	9
◆ 「高さ指定道路」の追加指定要望について	10
◆ 雨の日の運転には注意	12
◆ 「標準的な運賃」普及推進運動を展開しています	13
◆ 2021年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請について	14
◆ 令和3年度トラックドライバーコンテスト開催延期のお知らせ	15
◆ 不正改造車排除運動	15
◆ 運送事業者に対し行政処分を行うべき違反行為と日車数等について 一部改正	16
◆ 三重県 チャレンジ123 参加者募集について	17
◆ トラック協会 チャレンジ123 参加費用の助成について	17
◆ 中部運輸局三重運輸支局 優良事業所等表彰のお知らせ	18
◆ 令和3年度 全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内	19
◆ 令和3年度 自家用燃料供給施設整備支援助成 全ト協助成事業	20
◆ 新入会員様のご紹介	21
◆ 会員様の所在地変更等(会員名簿訂正)	21

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～

一般社団法人三重県トラック協会
<http://www.santokyo.or.jp>
 TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 政策協議会のご報告

令和3年度第1回政策協議会を開催しました。

○政策協議会（支部長会）

日時 令和3年5月13日（木）14:00～
出席者 小林会長ほか各支部長9名及び専務理事
令和3年度通常総会上程議案等について
ご協議頂きました。



◆ 理事会及び交付金運営委員会のご報告

日時 令和3年5月19日（水）14:00～
場所 ホテルグリーンパーク津 6階



上記日時において、理事20名（総数23名）、監事2名、青年部2名、女性部2名出席のもと、開催されました。

開催にあたり、小林会長より、「本日は、令和3年度通常総会上程議案についてご検討頂きたい」等の挨拶を行った後、議案の審議に入り、事務局より引き続き報告事項の説明を行いました。全ての議案について異議なく承認されました。

☆三重県トラック協会関係

【議事事項】

- 第1号議案 第45回近代化融資第2次分推薦について
- 第2号議案 令和2年度事業報告及び公益目的支出計画実施報告書について
- 第3号議案 6月16日（水）通常総会上程議案について
- 第4号議案 その他
 - ・ 令和3年度通常総会の開催要領について
 - ・ 運転者表彰規定に基づく被表彰者の決定について
 - ・ 定款23条に定める協会長・専務理事の業務執行状況報告

【報告事項】 ①今後の行事日程について ②その他

★陸災防三重県支部関係

【議事事項】

- 第1号議案 令和2年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表・財産目録承認について
- 第2号議案 令和3年度事業計画（案）・収支予算（案）について
- 第3号議案 理事の選任について

◆ 令和3年度 通常総会の日程



三重県トラック協会（本部）

日時 6月16日（水）15:00～
場所 ホテルグリーンパーク津

本年度の通常総会も、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る国、関係行政及び県の要請により、人数が沢山集まる機会を極力自粛させて頂く必要性から、限られた人数（理事・監事及び次期理事候補者の）で開催させて頂くこととなりました。

一般の会員事業者の皆様には、協会定款第18条及び第19条の規程による、委任状及び議決権行使による総会開催にご理解賜りますようお願い申し上げます。

尚、委任状及び議決権行使を記載して頂く通知ハガキを6月1日（火）に送付させて頂きました。6月10日（木）までにご返信がなかった会社様には再度ご案内させて頂きますので、ご確認をお願いします。

◆ 整備管理者 選任前研修 開催予定

5月末現在 発表分

整備管理者選任前研修は、下記の日程にて開催される予定です。

重要

**事前予約制です。なお 7/6 開催分の案内と申込用紙を同封しています。
三重運輸支局のホームページからも 概要・申込書がダウンロードできます。**

※ 受講料無料

7月 6日(火)	三重県総合文化センター	受付時間 13:00～
9月13日(月)	北部輸送サービスセンター	
12月13日(月)	メッセウイングみえ	研修時間 13:30～ 16:10
2月 1日(火)	三重県総合文化センター	

三重県総合文化センター
津市一身田上津部田1234
TEL 059-233-1111

北部輸送サービスセンター
四日市市新正4丁目8-8
TEL 059-353-4522

メッセウイングみえ
津市北河路町19-1
TEL 059-223-4655

◆ 整備管理者 選任後研修 開催予定

5月末現在 発表分

整備管理者選任後研修は、下記の日程にて開催される予定です。

重要

**事前予約制です。9月分の案内と申込用紙は 7月の郵送物に同封します。
9/1 開催の受付は 8/16～、9/8 開催の受付は 8/24～ 開始されます。**

※ 受講料無料

9月 1日(水)	四日市市文化会館	受付時間 13:00～
9月 8日(水)	三重県総合文化センター	
10月12日(火)	三重県総合文化センター	研修時間 13:30～ 16:10
11月 1日(月)	北部輸送サービスセンター	
12月 7日(火)	三重県総合文化センター	16:10
1月17日(月)	北部輸送サービスセンター	
1月26日(水)	三重県総合文化センター	

三重県総合文化センター
津市一身田上津部田1234
TEL 059-233-1111

四日市市文化会館
四日市市安島2丁目5-3
TEL 059-354-4501

北部輸送サービスセンター
四日市市新正4丁目8-8
TEL 059-353-4522

<整備管理者研修 申込み・問合せ先>

中部運輸局三重運輸支局 TEL:059-234-8411 FAX:059-238-1281

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

5月末現在 発表分

下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予約いただきますようお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ①運行管理者に新たに選任された方
- ②運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は
受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】
今年度対象者は、前回の受講が令和元年度(2019年度)の方 および2年度以上受講されていない方です。

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は 【無料】 です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先
8/ 4(水)	津 三重県総合文化センター	
8/ 5(木)	津 三重県総合文化センター	
9/ 3(金)	津 サン・ワーク津	
9/ 4(土)	津 サン・ワーク津	
9/ 9(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
9/10(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
10/27(水)	津 三重県総合文化センター	
12/ 2(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
12/ 3(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
2022年		
2/ 9(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
2/10(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
2/17(木)	津 ムッセウイングみえ	

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		お問い合わせ先
7/25(日)	尾鷲 尾鷲地区輸送サービスセンター	
9/24(金)	津 三重県トラック会館	
9/25(土)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
9/26(日)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	

上野自動車学校		お問い合わせ先
7/2(金)	伊賀 上野自動車学校	
9/3(金)	伊賀 上野自動車学校	

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

5月末現在 発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】 です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先 自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階 TEL:059-350-5188 FAX:059-350-5189 同機構のホームページ 講習のご予約から申込下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/
7/12(月)～14(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
11/10(水)～12(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
12/22(水)～24(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
2022年		
1/12(水)～14(金)	津 ムッセウイングみえ	
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		ローカルネットワークシステム協同組合連合会のホームページ→基礎講習開催のご案内→受講申込書でお申込下さい
7/18(日)～20(火)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	
7/22(木)～24(土)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
上野自動車学校		上野自動車学校 ホームページ 適性診断/運行管理者講習等指導講習 (貨物)から受講申込書でお申込下さい お問い合わせ先 〒518-0023 三重県伊賀市野間233番地 TEL0120-24-1130
6/23(水)～25(金)	伊賀 上野自動車学校	
7/ 6(火)～ 8(木)	伊賀 上野自動車学校	

◆ 軽油価格調査のお願い (5月購入分)

4ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします。

同封の調査用紙<5月購入分の軽油価格>にご記入いただき**6月18日(金)**までに
FAXにて返信いただきますようお願いいたします。

皆様から返信いただいた価格を集計し 7月上旬の郵便物で結果をご案内します。

◆ 夏の交通安全県民運動

夏はレジャー等による交通の流れ・量とも変化することに加え、開放感や暑さからの疲労により交通事故が多く発生します。

一人一人に交通安全思想の普及・浸透をはかり、
交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけ
交通事故の防止を徹底して下さい。

期間 **7月11日(日)～20日(火)**

三重県交通安全県民運動 スローガン

思いやる やさしい心で 走る三重

～気持ち良い 運転マナーの うま 美し国～

重点項目

- ①高齢者と子どもの交通事故防止
- ②横断歩道における歩行者優先の徹底
- ③シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

**< チラシ >を
同封しました**

◆「パート・正社員」同一労働 同一賃金の手引き 同封しました

同封冊子 「パートタイム・有期雇用労働者に対応した トラック運送事業者のための 同一労働同一賃金の手引き」

正社員と非正規雇用の労働者の「同一労働同一賃金」実現に向けて「パートタイム・有期雇用労働法」が整備されました。

同一企業内における 正社員と短時間・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態でも納得の処遇を受け、多様な働き方を選択できるようにするものです。

- ①正社員と非正規雇用の労働者で、仕事の内容や異動・転勤等の有無やその範囲が同じ場合は基本的に待遇を同じにする必要があり、仕事の内容や人材活用の仕組みや運用が異なる場合であっても、違いに見合った範囲での待遇差とすることが必要です。
- ②待遇差を設ける場合については、短時間・有期雇用労働者の求めに応じて、正社員との間の待遇差の内容や理由、その待遇を決定するに当たって考慮した事項について説明することが義務化されています。

- ・対象は、基本給、賞与、手当、福利厚生、教育訓練、安全管理等の全ての待遇です。
- ・パートタイム・有期雇用労働法 施行日 大企業：2020年4月1日／中小企業：2021年4月1日
- ・全日本トラック協会ホームページでWebセミナーを公開しています。ご覧ください

(会員の皆様へ > 労働対策 > 同一労働同一賃金Webセミナー)
会員パスワード → 6/14まで 2987 6/15~7/14 4822

◆2021年度 エコドライブ活動コンクール参加募集 交通エコロジー・モビリティ財団

優れたエコドライブ活動を実践している事業者を表彰する「エコドライブ活動コンクール」の参加募集が行われています。

◇ 募集期間 **7/7** (水) まで

◇ 詳細と応募については
ネットでご確認下さい

「**エコドライブ活動コンクール**」で **検索**
<https://www.ecodrive-activity-concours.jp/>

参加メリットは？

社内の
意識向上・活性化
につながります

エコドライブ推進の
支援ツール
が手に入ります

自社の活動レベルを
客観的に評価
できます

参考となる他社の
優秀な取組事例
が手に入ります

◆表彰 国土交通大臣賞／優秀賞／優良賞

◆参加費用 **無料**

審査の基準は？

本コンクールは、燃費の改善状況だけを審査するものではなく、事業者のエコドライブ活動の取組内容を幅広い観点から審査します。

1. 取組体制の整備	どのような社内体制(方針、目標、管理体制など)で活動を行っているか。
2. 教育の実施	従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行っているか。
3. 燃費管理	どのような仕組みで燃費データを収集・管理しているか。
4. 活動成果	どの程度の燃費向上を達成しているか。 燃費以外の副次的効果とエコドライブ活動に対する評価をどのように行っているか。
5. 継続実績と方策	エコドライブ活動を継続するため、どのような取組を実践しているか。

◆「引越事業者優良認定制度」の説明会について

全日本トラック協会で行われる説明会を **YouTube配信** でご覧いただけます。

公益社団法人全日本トラック協会が、安全・安心な引越サービスを提供する事業者を対象に 引越優良事業者として認定する制度の説明会です。

「引越事業者優良認定制度」説明会

YouTube 配信中です

内容 (1)引越事業者優良認定制度の概要
(2)引越事業者優良認定制度の申請方法

詳細は「全日本トラック協会」のHPをご確認ください。

全ト協HP：<http://www.jta.or.jp/index.html>

トップページから → 引越事業者優良認定制度 → 認定申請を行う皆様へ
全ト協会員専用ページのパスワード 6/14まで 2987

6/15から7/14まで 4822



◆「引越事業者優良認定」の申請について

今年度の「引越事業者優良認定」申請受付は、下記にて行われますのでご案内します。

- ①「安全・安心な事業者の見える化」
- ②「コンプライアンスの向上」
- ③「引越における苦情やトラブルの防止」

上記①②③を目的に、認定事業者には優良事業者の証として **「引越安心マーク」** が交付されます。

◆申請書類の頒布（ネットでダウンロード）

令和3年6月1日(火)～8月2日(月)

申請書類を全日本トラック協会のHPからダウンロードしてください。(Excel版・PDF版)
※更新事業者には直接郵送されます。

◆申請期間（郵送受付） 当日消印有効

令和3年7月20日(火)～8月2日(月)

＜申請書送付先 及び 申請書作成相談窓口＞

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5
公益社団法人 全日本トラック協会
引越事業者優良認定制度 申請受付 係

TEL 03-3354-1038 FAX 03-3354-1019

電話受付時間 9:30～12:00/13:00～17:00

メール：hikkoshi-ansin@jta.or.jp



三重県トラック協会ホームページ
上記バナーからも全ト協にリンクします。

◆ 2021年度 引越講習(基本・管理者) 日程

2021年度の引越講習は下記日程で開催予定です。

受講のお申込は 先月同封の「開催のご案内」にてお願い致します。

「引越 基本講習」

日時 9月2日(木)10:00～16:00

場所 三重県トラック協会 (津)

「引越 管理者講習」

日時 9月3日(金)10:00～16:00

場所 三重県トラック協会 (津)

新型コロナウイルス感染のリスク低減のため、ご出席にはマスクを持参及び着用ください。
会場にはアルコール消毒液を用意するとともに、密を避けこまめな換気を心掛けます。
発熱や咳等、風邪の症状がある方、又は体調に御不安のある方は、参加を御遠慮ください。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中止・延期の可能性がございます。

◆ 安全宣言事業所 募集 200days 安全宣言ラリー 参加無料

安全宣言を行っていただき 事故・違反^{ゼロ}に積極的に取り組んで頂く事業所を募集中です
 営業所単位で200日のロングラン
 多くの事業所のご参加をお待ちしています



チャレンジ123 +Plus 77 / 200days 安全宣言ラリー

とりくみ 7/1から 200日 無事故・無違反を続けてください

- ・7/1～10/31=123日にチャレンジ
- ・11/1～1/16=77日追加チャレンジ 合計200日
- ①営業所単位で 安全宣言の署名を行っていただきます。
- ②事故・違反の有無についてカレンダーに記録を残してください。

参加申込み 締切 6/30(水) トラック協会に必着

- ・「安全宣言参加」のエントリーカレンダーは、協会ホームページからダウンロード可能です。または、お電話でご請求下さい。TEL 059-227-6767
- ・参加の皆様は署名いただき、カレンダー下半分を、トラック協会へお送りください。FAX 059-225-2095 (会社名と参加者の署名部分)



- ・営業所単位でのチーム制です。1枚に12名署名できます。参加人数制限はありません。枚数が不足の場合は、コピーしご利用下さい。ドライバー全員参加を前提にお願いします。また、社員様の人数に応じ12名未満もOKです。
- ・「無事故・無違反200日」達成で、表彰状を贈呈します。(表彰単位はエントリーカレンダーのチームごとです)

無事故・無違反の申告ルール 自主申告です

- ・事故 → 軽微な物損事故で、損害額1万円以下は、事故なしで記録します。
- ・違反 → 交通違反による切符の交付の有無で違反の有無を判断し記録します。

その他

- ・三重県トラック協会ホームページに「安全宣言事業所」として取り組みを掲載する予定です。
 - ・「安全宣言200days」と「三重県のチャレンジ123」は、別の取り組み企画ですが「両方」参加頂くことをお勧めします。
- なお「チャレンジ123」を「安全宣言200days」参加の条件とはしておりません。(任意です)
- ・両方取組む場合に わかりやすいようスタートから123日間の日程をあわせています。
 - ・「チャレンジ123」は、別途の参加申込みが必要です。P17をご覧ください。こちらも 6/30 締切です。

エントリー 特典

6/30 までに カレンダーに署名エントリーいただいた皆様に抽選で参加プレゼント!



A:1100名様
 Shupattoシュパット たためるバック + トラックBOXティッシュ



B:2300名様
 マスクケース + マスク



C:200名様
 タツパー

D:200名様
 トラックボールペン

抽選は営業所単位でおこないます。参加多数で抽選にもれた場合はご容赦ください。当選のご連絡は 7月上旬の予定です。

暑い中でのマスク着用で・・・



新型コロナウイルスの対策が続く中で迎える
熱中症シーズンの到来です。

感染拡大を防止するため、マスク着用・外出自粛の日々で熱中症リスクが上がってしまっています。

多くの方が外出自粛をしていたことから、「汗をかいていない」「運動をしていない」ので、暑熱順化（しよねつじゆんか 身体の機能が暑さに慣れて、汗をかいて体温を下げる等の対処をすること）ができておらず、筋肉量が減っています。筋肉は身体に水分を貯めるもっとも大きな臓器なため、筋肉量が少ないということは保持できる水分量も少なくなり、脱水になりやすいともいえます。

また、熱中症の症状とコロナ感染の症状は似ていると言われていています。「コロナウイルス感染症では？」と早期に疑える事につなげるためにも、熱中症になる環境・生活を避けましょう

脱水は免疫低下にもつながり、ウィルス感染のリスクも上げます

脱水症は免疫機能を落とします



【Ⅰ度】（重症度…小）

- ・めまい・立ちくらみ・生あくび
- ・筋肉痛・筋肉の硬直
- ・こむらがり
- ・大量の発汗

【Ⅱ度】（重症度…中）

- ・頭痛・気分の不快
- ・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- ・集中力や判断力の低下

【Ⅲ度】（重症度…大）

- ・意識障害・痙攣・手足がマヒ
- ・呼びかけに反応がおかしい
- ・ガクガクと引きつけ
- ・真っ直ぐに歩けない
- ・体が熱い「熱射病」



【Ⅰ度】（重症度…小）

- ・涼しい風通しの良い場所に移す
- ・安静にしてカラダを冷やす
- ・水分、塩分、糖分補給

【Ⅱ度】（重症度…中）

- 医療機関での診療が必要
- ・Ⅰ度の対応継続
- ・体温管理

【Ⅲ度】（重症度…大）

- 救急車を呼ぶ
- ・体温管理・体内冷却
- ・呼吸・循環管理

運送業に携わる方の熱中症リスク

建設業・製造業に次いで高くなっています。個人で作業管理をせざるをえないことが多く、休憩も計画的に取りにくいと思われます。
脱水症の自覚症状がなくとも定期的に水分補給を！！

熱中症の応急措置

- ・経口補水液またはスポーツドリンクを飲む(味噌汁や梅干しの塩分も効果的)
- ・霧吹きで全身に水を浴びせ、気化熱によって冷やす
- ・冷たい缶ジュースや水まくらを脇の下、股などに当て冷やす
- ・木陰や、クーラーの効いた涼しい場所で休む
- ・衣服を緩める

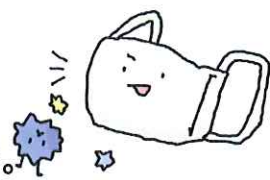
水分・塩分補給に このような商品も



日本薬剤「エブリサポート ドリンクゼリー」
大塚製薬「経口補水液 OS-1」
「カバヤ 塩分チャージ タブレッツ」 等

こまめな水分補給を！！

マスクを外す時は 3密（密閉・密集・密接）を避けて下さい。



◆「高さ指定道路」「重さ指定道路」の追加要望について

「高さ指定道路」 一般道を通行する車両の高さ限度は3.8mまでですが「高さ指定道路」は高さ4.1mまで通行可能です。

トラック協会は「背高国際海上コンテナ」等の輸送ルートで、道路の保全および交通の危険防止などに支障がない道路であれば、新たに「高さ指定道路」として追加することについて、警察庁、国土交通省へ要望を行っています。

①背高国際海上コンテナ車

②貨物積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物輸送車

①②の車両が 継続し 反復して 走行しているルートにおいて

「高さ指定道路」追加の要望区間がございましたら 全日本トラック協会のホームページで内容をご確認いただき、三重県トラック協会へメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

◇高さ指定、団体別とりまとめ種別
背高国際海上コンテナの輸送
.....(公社)全日本トラック協会
車両の陸送(キャリアカー等)
.....(一社)日本陸送協会
貨物鉄道等の輸送
.....日本貨物鉄道(株)
プレハブ住宅の部材等の輸送
.....(一社)住宅生産団体連合会

「重さ指定道路」 一般道路において通行する 車両の重さの限度は20トンまで(一般的制限値)ですが、道路管理者が道路の構造、保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めた「重さ指定道路」は、総重量の一般的制限値が車両の長さおよび軸重に応じて最大25トンまでとなります。

トラック協会では、「重さ指定道路」の指定を希望する区間について、関係行政機関に対して要望を行なっています。関係行政機関において要望区間の審査が行われ、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がなく、指定が可能と判断された場合には新たに「重さ指定道路」として指定されることとなります。

「重さ指定道路」の指定に関する要望受付について、全日本トラック協会のホームページで内容をご確認いただき、三重県トラック協会へメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

全日本トラック協会ホームページ <http://www.jta.or.jp/>

新着情報 2021/05/06 令和3年度「高さ指定道路」の指定に関する要望の受付について

新着情報 2021/06/01 令和3年度「重さ指定道路」の指定に関する要望の受付について

会員専用パスワード 6/14まで 2987 6/15から7/14まで 4822

提出書類：【要望区間票】(Word)のダウンロード作成方法等も掲載されています。

要望提出 三重県トラック協会へ メールでお送り下さい。


件名に【高さ指定道路要望】【重さ指定道路要望】と記載してください。

◇送信先アドレス：tekisei@santokyo.or.jp

締切：【高さ指定道路要望】 令和3年6月23日(水)必着

締切：【重さ指定道路要望】 令和3年7月21日(水)必着

「高さ指定道路」「重さ指定道路」であるかどうかは、国土交通省の「特殊車両通行許可オンライン申請サイト」[ガイドマップ](#) から確認できます。

指定道路のみに 

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

■「高さ指定道路」は、次の①～④に該当する場合は要望できません。

- ① トンネル、高架橋等 物理的不可能区間を含む場合
- ② 「大型車進入禁止」など禁止区間を含む場合

- ③ 過去3年間、たびたび要望されているにも関わらず、指定されていない道路
- ④ 生活道路等を含む場合(特に駅前、スクールゾーン、住宅街など)

■「重さ指定道路」の対象区間は、重さについて、車両総重量25トンにて特殊車両通行許可が取得可能な区間であることが必要です。
※要望事業者様において、特殊車両通行許可の実績等を踏まえて確認して下さい。

◇背高国際海上コンテナの「高さ指定道路」通行に関するご注意

- ・9フィート6インチ(2,896mm)のハイ・キューブコンテナ(背高コンテナ、クンロク)積載状態では、高さが3.8mを超えるため、「高さ指定道路」内を通行しなければ道路法(車両制限令)違反です。

このため、経路の一部が「高さ指定道路」でない場合は「特殊車両通行許可」が必要で、加えて『出発地の警察署長の制限外積載許可』も必要となります。ご注意ください。

- ・「高さ指定道路」内であっても、高さ以外の車両制限令、一般的制限値(右図参照)を超える場合は「特殊車両通行許可」が必要です。

◇新規格車

新規格車とは、以下の制限値を満たす車両をいいます。総重量以外の制限値は、一般的制限値と同じになります。

新規格車は、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行することができますが、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ、特殊車両通行許可が必要となります。

空車の場合は特殊車両に該当しませんが、幅員の狭い道路を通行する場合等「通行認定」が必要となる場合があります。

□新規格車 総重量の制限値

車種	最遠軸距(d)	長さ	新規格車の制限値
特例5車種	$8.0\text{m} \leq d < 9.0\text{m}$	-	$24.0\text{t} < \text{総重量} \leq 25.0\text{t}$
	$9.0\text{m} \leq d < 10.0\text{m}$	-	$25.5\text{t} < \text{総重量} \leq 26.0\text{t}$
単車 特例5車種を除く連結車	$d < 5.5\text{m}$	-	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
		$5.5\text{m} \leq d < 7.0\text{m}$	9.0m \leq 長さ 総重量 $\leq 22.0\text{t}$
	$7.0\text{m} \leq d$	長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
		11.0m \leq 長さ	総重量 $\leq 25.0\text{t}$
		9.0m \leq 長さ $< 11.0\text{m}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
	長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$	

- ・「特殊車両通行許可」を受けた場合も、許可を受けた経路以外を通行すると違反になりますのでご注意ください。

罰則

違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人も同じように科されます。

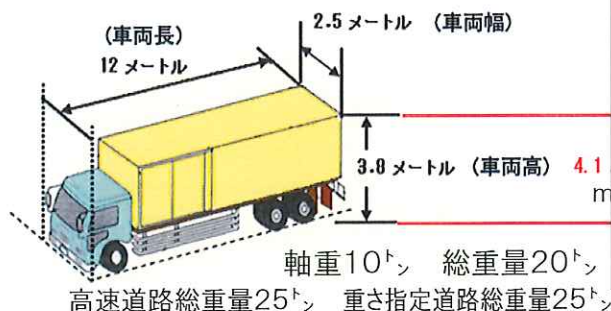
例: 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は100万円以下の罰金です
(道路法第102条第1項)

◇一般的制限値(概略)

道路を守り、交通の危険を防ぐため、道路法では通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度を「一般的制限値」といいます。(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

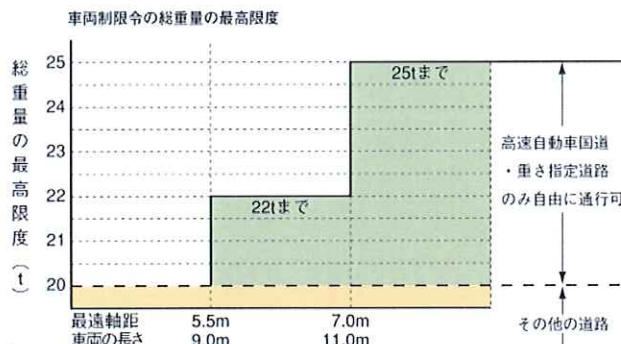
原則、下記寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合、特殊車両通行許可取得が必要です。ただし、高さ・重さについて、指定道路のみ走行する場合は通行許可を取得する必要はありません。

□車両の幅・長さ・高さ



◇重さ指定道路の、車両の長さ および軸距に応じた 総重量の一般的制限値

- 20トン(最遠軸距が5.5m未満は20トン)
- 22トン(最遠軸距が5.5m以上7m未満で、貨物が積載されていない状態で長さ9m以上の場合は22トン。9m未満は20トン)
- 25トン(最遠軸距が7m以上で、貨物が積載されていない状態で長さ11m以上の場合は25トン。9m未満は20トン、9~11mは22トン)



◇大型車誘導区間

道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するために指定された道路のこと。

高速道路や直轄国道は、原則全線大型車誘導区間として指定されており、主要港湾・空港・鉄道貨物駅を結ぶ地方管理道路等も大型車誘導区間として指定されています。(都心部の区間やバイパス整備後の直轄国道の区間等を除く)

大型車誘導区間のみを通行する場合、補助国道や県道等についても国が一元的に審査を行うため、特殊車両通行許可までの期間が3日程度に短縮されます。

◆ 雨の日の運転には注意

雨天時の安全運転術

降り始めこそ油断しない

雨の降り始めは路面が非常に滑りやすいため、慎重に運転しましょう。

昼間でもライト点灯

物が見えにくくなったら、他の車や歩行者からも確認してもらえるように、昼間でもライトを点灯しましょう。

歩行者心理を読む

急な雨のため、左右の安全を確認せずに横断する歩行者がいます。歩行者の動きをチェック！

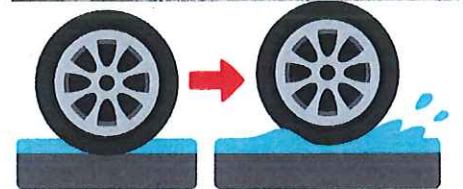
豪雨時、アンダーパスは通行しない

冠水したアンダーパスや地下トンネルでは、車が浸水して立ち往生する危険があります。



注意！！ ハイドロプレーニング現象

雨中を走行すると、車がスキーのように滑走するハイドロプレーニング現象が発生する恐れがあります。この現象が発生すると、ハンドルやブレーキがまったく利かずに非常に危険です。すり減ったタイヤ、空気圧が低いタイヤで発生しやすくなります。タイヤの溝をチェックし、空気圧を適正にして、スピードを抑えて走行しましょう。



短時間強雨のおそれがあるときは運転は控える

下表は、気象庁のホームページに掲載されている「雨の強さと降り方」から抜粋したものです。1時間に50ミリ以上の降雨量となる、いわゆる短時間強雨のときは「車の運転は危険」と表示されています。

天気予報などで気象情報をチェックし、短時間強雨のおそれがあるときは、不要不急の運転はできるだけ控えるようにしましょう。

※気象庁のホームページ「雨の強さと降り方」より抜粋

雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようなになる	ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)				
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

◆「標準的な運賃」普及推進運動を展開しています

「標準的な運賃」届出が、本年2月末現在で全国で3,460件と事業者全体の約6%に過ぎないことから、引き続き会員の皆様が理解を深めていただき、届出が提出されるよう『標準的な運賃』普及推進運動を展開しています。

◇ 運賃届出について

三重県トラック協会のHPから届出書をダウンロードいただき『標準的な運賃』または『標準的な運賃を参考にした独自運賃』を設定し提出をお願いします。

- ①まずは自社の運賃として設定して下さい。
- ②取引環境、社会情勢を考慮し、適切な時期に「届出運賃に近づくよう」お取引先と運賃の交渉を行ってください。
- ③「標準的な運賃」は、今後の事業経営を健全に行うためには 運送事業者の経営改善が必要として、国土交通省が法令を改正してまで示した 業界支援のための「標準的な運賃」です。ご理解をお願いします。
- ④働き方改革に伴う 労働時間の規制強化と、時間外労働の割増賃金支払い増、運転者不足に備え、いまから収支バランスを改善しておく必要があります。

三重県トラック協会HP URL : <http://www.santokyo.or.jp>



一般社団法人 **三重県トラック協会**
Safety & Clean 社会と共生 環境にやさしいトラック輸送

アクセス 関係団体リンク お問い合わせ

HOME 三重県トラック協会とは 協会からのお知らせ **会員向けコンテンツ・ご案内** イベント・活動報告

・三重県トラック協会トップページ内の「**会員向けコンテンツ・ご案内**」をクリック

・「会員向けコンテンツ・ご案内」ページ内にある右図のバナーをクリックしていただくと標準的な運賃届出書式がダウンロードできるページにアクセスできます。



⑦運賃届出

▶ [標準的運賃・料金の届出書式 \(参考\)](#) 【ワード書式】  【PDF】 

↑こちらから書式をダウンロードしていただき、

必要事項をご記入の上ご提出ください。

ダウンロードできない場合や、ご相談・問合せ等は
お電話でどうぞ。

TEL 059-227-6767

◆ 2021年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請 について



1. 申請案内、申請書類の入手方法

- ①三重県トラック協会(津)及び北部輸送SC(四日市)でお渡しします。郵送ご希望の場合はご連絡下さい
- ②インターネットによる頒布
申請案内 → 全日本トラック協会HPよりダウンロード出来ます
申請書類 → 上記HPにて申請書作成システムによる作成が可能です

2. 申請受付期間

7月1日(木)～14日(水) ※土日を除く 9:00～17:00

3. 申請受付(提出先)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置 (今年度に限る)

- ① **郵送の場合** 簡易書留(信書)など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。
7/1～7/12の必着です。期間前及び以降の受付はできません。

※郵送での申請提出の場合は、申請書式の過不足は確認しますが、申請内容の確認、また書類の返送は対応できません。記載間違いのないよう十分ご確認をお願いします。

郵送先 〒514-8515 津市桜橋三丁目53-11 三重県トラック協会 適正化事業部

- ② **持参の場合** **トラック協会(津)及び北部輸送SC(四日市)にて受付します。**

※申請内容の確認をご希望の場合は、従来通り持参での提出をお願いします。

特例措置として北部輸送SCでも受付します(受付期間は7/1～7/12 郵送の場合と同じです)

※申請内容のご相談は受付期間までにお済ませ下さい。

※例年申請期間は大変混雑します。期間後半ほど混雑する傾向ですので、お早めのご提出をお願い致します。

4. その他

- ①「安全性に対する取組の積極性」について、新型コロナウイルス感染拡大により会議・研修の中止で、実施できなかった取組に対し特例措置が設けられました。
詳しくは全日本トラック協会のホームページまたはトラック協会までお問合せ下さい。

- ② 申請案内の説明動画をYouTubeで配信しています。

いずれも全日本トラック協会ホームページをご確認下さい。

検索 全日本トラック協会 安全性評価事業

事前の書類確認ご対応致します。ご不明な点ございましたらご連絡ください。

三重県トラック協会 適正化事業部 TEL059-227-6767

◆ 令和3年度トラックドライバーコンテスト開催延期のお知らせ

既にご案内しております「6/12日開催 トラックドライバーコンテスト」(三ト協主催)については新型コロナウイルス感染拡大による三重県の「緊急警戒宣言」及び「まん延防止等重点措置」を6月20日まで適用したことを受け、開催日間近であることから、参加者等の安全確保を第一に考え開催を延期することといたしましたのでお知らせいたします。

参加を申し込まれている会員様、またはご準備を頂いている会員様には、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

【令和3年度トラックドライバーコンテスト】

開催日：令和3年9月11日(土) 10:00~16:00 北部輸送サービスセンター

【ご注意】

※8月中旬における新型コロナウイルスの三重県下状況によっては、三ト協主催のトラックドライバーコンテストを中止する場合があります、9月以降の延期開催はありません。

※三ト協主催のトラックドライバーコンテスト開催前に、全ト協主催の「全国トラックドライバーコンテスト」が中止になった場合は、三ト協トラックドライバーコンテストも中止いたします。その際は改めてご案内いたします。

※既にお申し込みいただいている会員様におかれましては、参加者の変更がなければ、現申込みをそのまま流用させていただきます。変更等があれば恐縮ですが、改めて「新規のお申し込み」をお願いいたします。

申込み締切日：令和3年8月20日(金)

◆ 不正改造車排除運動

国土交通省は 毎年この時期を不正改造車排除強化月間としています。過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱す要因の一つとなっています。トラック運送業界としては、トラックを対象を絞り不正改造車を排除する運動を展開しております

会員各社におかれましては、別紙の**不正改造防止自主点検票**を活用し、現在の状況を確認していただきますようお願いいたします。
点検結果の報告は必要ありませんが、定期的に確認されることをお奨めします。

期 間

令和 3年 6月 1日(火) ~ 令和 3年 6月 30日(水)

重点排除項目

- ・ 基準不適合のマフラー装着（切断・取り出し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等）
- ・ タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- ・ 速度抑制装置の取外し、解除又は改造、変更
- ・ 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- ・ 前面ガラスへの装飾板の装着
- ・ 最低地上高が基準未滿となる改造

基本排除項目

- ①直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- ②灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに義務灯火器の取外し
- ③土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパの取外し・切断
- ④基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- ⑤シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- ⑥不正な二次架装

◆ 運送事業者に対し行政処分を行うべき違反行為と日車数等について 一部改正

近年、健康起因事故が増加しており、国土交通省は健康状態の把握を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとなりました。

【処分基準の追加事項】 適用条項（法17条 第1項 第1号 第6項）

違反行為 事 項	基準日車	
	初違反	再違反
1. 疾病、疲労等のおそれのある乗務（注1）		
①未受診者 1名	警 告	10日車
②未受診者 2名	20日車	40日車
③未受診者 3名以上	40日車	80日車
2. 未受診者による健康起因事故が発生したもの（注2）（注3）	40日車	80日車
3. 疾病・疲労等乗務	80日車	160日車
4. 薬物等使用乗務	100日車	200日車

【適 用】

（注1）疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。

（注2）健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者（当該運転者を除く。）が生じた重大事故等をいう。

（注3）事業者が下記の①、②のいずれかに該当した場合

①事業者が当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合。

②健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合。

※「2. 未受診者による健康起因事故が発生したもの」を適用した運転手は「1. 疾病、疲労のおそれのある乗務」の対象者から除く

【施行日】 令和3年6月1日 （※令和3年5月28日 改正）

◆ 三重県 チャレンジ123 参加者募集について

三重県では、交通マナーの向上と交通事故防止を目的に、3名1チームで123日間の無事故・無違反の達成を目指す「無事故・無違反チャレンジ123」を実施しています。

「安全宣言事業所 200days 安全宣言ラリー」とともに参加をおすすめします。詳細案内と参加申込み用紙は5月発送に同封しました。チームを作ってご参加下さい。



募集期間 2021年5月1日(土)～6月30日(水)

チャレンジ期間 2021年7月1日(木)～10月31日(日)

参加申込み 〒514-8570 津市広明町13
三重県環境生活部くらし・交通安全課内
チャレンジ実行委員会事務局

お問合せ TEL 059-224-2410
FAX 059-228-4907

- ①参加申込書に必要事項を記入
 - ②参加料金を郵便局にて振り込み（6月30日までに）
 - ③参加申込書と振替払込請求書兼受領証を実行委員会事務局に送付（6月30日消印有効）
- ※ 申込用紙には必ず申込者本人の 押印 をお願いします
(サイン不可)

3名で1チームとなります。
注：同一人物が複数チームに参加はできません。

- ・ 申込用紙のチーム代表者名は統一せず、各チームごとの代表者名をお書きください
- ・ 全員に参加記念品の贈呈があります。
- ・ 達成チームは抽選会の対象となり、当選チームには賞品が贈られます

※ **チャレンジ**の参加と 下記の**助成金**申請は **申込み先が違います**。お気を付けてください。

◆ トラック協会 チャレンジ123 参加費用の助成について

トラック協会では、上記の三重県主催 2021年度「無事故・無違反チャレンジ123」に賛同し、参加費用の一部を助成します。

助成申請書(ブルー紙)は5月の発送に同封しました

★ 三重県へ参加申込み後に、トラ協に助成金申請をしてください ★



トラック協会への

助成金申請

- ①助成申請書（ブルー紙）に、必要事項を記入
- ②「チャレンジ123」の参加費用の振込票（写）を貼付
- ③トラック協会に郵送してください。

助成金申請 締め切り 2021年7月16日(金)

- ◆ 参加費用 3,000円の半額（1,500円）を助成します。
- ◆ さらに助成申請した達成チームには、トラック協会から表彰状と記念品を贈呈します。

※ 助成金に申込みする参加チームは、**会員事業所の三重県内で運送事業に従事している方が対象です。**

重要

助成金の申請書は トラック協会 に ご郵送ください。

〒514-8515 津市桜橋三丁目53-11 (一社) 三重県トラック協会 総務部

◆ 中部運輸局三重運輸支局 優良事業所等表彰のお知らせ

中部運輸局三重運輸支局の 令和3年度の優良事業所等表彰を募集します

下記の基準等に該当する会員様はご連絡をお待ちしています

6月30日(水)までに (TEL 059-227-6767)
 お願いします

＜必要書類(様式1~4)をFAXさせていただきます＞
 記入後書類の提出期限は令和3年7月12日(月)

■ 支局表彰規則 抜粋 (トラック関係) ■

(表彰の事由等) ※ 一、二、のいずれかに該当すること。

一. 安全及び防災対策への貢献

イ **別表第1** に定める所定期間内において事故が皆無の事業者等。

「事故」とは次の事故で、当該事業者の責任に帰すべきものをいう。

運輸支局管内に使用の本拠を有するすべての事業用自動車に係る事故で、自動車事故報告規則第2条に該当するもの及び無免許(無資格を含む)運転による事故、飲酒運転による事故、事故の被害が大きく社会的道義的責任を有すると認められる事故、反復継続して発生した責任事故又は社会的責任が大であると認められる事故

二. 環境対策への貢献

イ 国の指定する低公害車を **別表第3** の基準以上導入している。

ロ 排ガス対策への積極的な取り組みを行っている。

ハ 資源の消費抑制・循環利用などにより環境への負荷の軽減に努め、大気汚染や騒音などによる地球環境対策への取り組み・支援等を積極的に行っていること。

(表彰の推薦) 表彰の推薦は、関係団体が行う。

- ① 事業等概要書(*様式3) ② 無事故等報告書(*様式4) ③ その他参考となる資料

■ 協会推薦基準等 ■

協会からの支局優良事業者等の表彰規則による表彰推薦は、次の各基準に該当する会員事業者に対して行うこととし、会員事業者は「願出書」(*様式1)により関係書類を添え提出する。

- (1) 支局表彰規則に定める諸要件等に該当すること。
 (2) 事業開始後3年を経過しており、その間、正常に協会加入していること。
 (3) 次のいずれかに該当すること。

① 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「全日本トラック協会」が行う安全性優良事業所(Gマーク)に認定されている。(*本社営業所又は統括管理拠点事業所において取得しており、推薦の時期において有効であること。)

② 左記①以外の事業者は、三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施した「巡回指導」において評価分類がA, B又はCである。

(*Gマーク認定期間中であっても、巡回指導があった場合は、その指導結果による。)

かつ、関係法令に基づく認可申請、届出、報告等が適正に行われており、社会保険等の手続き、加入等が適正に行われていること。(*様式2の誓約書による)

(4) 過去1年以内に、支局表彰規則に定める運転事故等を惹起していないこと、かつ、事業に関して運輸支局長若しくは、運輸局長の警告、事業用施設の使用停止以上の処分、運行管理者資格者証返納命令又は、整備管理者の解任命令を受けていないこと。

(推薦の可否決定) 協会推薦が出来ない場合は、願出事業者に対し該当基準を明らかにして通知します。
 (表彰の時期) 表彰は、原則として毎年10月に行われます。

別表第1(自動車運送事業)

使用車両数	業種別	所定期間
		貨物自動車運送事業
10両まで		3年
11両~30両		3年
31両~50両		2年
51両~100両		2年
101両~300両		1年
301両以上		6月

備考

- 1 当該事業種別ごとの使用車両の数とする。
 2 期間中使用車両の数に変更のあった場合は、期間満了日の使用車両の数に該当する期間とする。

別表第3(低公害車)

貨物自動車運送事業	・保有車両が99両以下の事業者にあつては2両以上 ・100両以上事業者にあつては保有車両数の3%以上
-----------	---

備考 端数は小数点第1位を四捨五入して得た両数とする

◆令和3年度 全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内

全日本トラック協会では事業規模が1億円以上の大規模投資を行う際や、三重県トラック協会の限度額を超えて車両の導入を行う際に、利子補給を行うことにより低金利で設備投資資金の融資が受けられる融資制度を設けています。

融資対象物 **令和3年4月1日～令和4年3月31日**までに実施するもの

補完融資

投資金額が1億円以上の下記資金

- ①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - a 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入資金
 - b 設備の「補修・改修」資金
- ② 人材確保及び生産性向上のための設備
 - a 福利厚生施設の整備資金
 - b 荷役機器購入資金 ※車両購入及び改造は除く

燃料費対策融資

三重県トラック協会の限度額3千万円を使用（申込）済みの会員

- ①ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両
車両識別記号がT, S, Q、2等から始まる車で2桁目がC,D以外の車両
※融資対象となるのは車両代(税込)です。登録諸費用等は対象外です。
- ②自家用燃料供給施設整備に必要な資金

融資条件等

種類	補完融資	燃料費対策融資
予算	30億円	40億円
融資利率	1.0% (R3.5.18 現在)	
利子補給率	0.3%	
実質金利	0.7% (R3.5.18 現在)	
償還期間	10年以内	5年以内
公募期間 <small>予算に達し次第終了</small>	6月14日(月) から 11月30日(火) まで	7月1日(木) から 9月30日(木) まで
限度額	投資額の30%以内(上限5億円) ただし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	2千万円

必要書類

下記申込書類を 三重県トラック協会 へ提出下さい。

- ①融資推薦申込書(資金使途・担保・組合加入状況等)
※商工中金へ出資している組合に加入(未加入の場合は加入予定)が条件です。
- ②企業要項(資本金・規模・従業員数・業績2期分・取引銀行等)
- ③事業計画書(計画概要・借入金額等)
- ④承諾書

協会HPより
ダウンロードして
ください

【添付書類】

*【設備等の内容が分かる書類】

- 【土地購入の場合】公図、所在地図、契約書、造成工事の注文書又は見積書
- 【建物の場合】平面図、所在地図、契約書又は見積書
- 【その他・車両等】注文書又は見積書

*【返済予定表など借入がわかる書類】(つなぎ融資の場合のみ)

※つなぎ融資は対象金額分のみを手形か当座借入にて行ってください。



お問合せ先: 三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767

◆ 令和3年度 自家用燃料供給施設整備支援助成 全ト協助成事業

軽油供給施設の新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合にその費用の一部を全日本トラック協会が助成します。

- 【助成対象】 会員事業者・協同組合が①軽油タンクの新設 ②増設・増設を伴う代替を行い
**令和3年4月1日～令和4年2月28日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より
 危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払を完了するもの**
 ただし、交付申請は1施設・1基1回限り（新設か増設のどちらかのみ）
 また、過去（H20～26年度及び28～令和2年度）に同事業による助成金を受けた会員と
 協同組合・連合会は対象外となります

	①新設	② 増設 増設を伴う代替
助成金額	100万	30万
危険物取扱所設置許可書	設置許可書	変更許可書
注意	貯蔵する油種のうち軽油が1/2以上であること	軽油の貯蔵量が増設前と比べて増加すること

【申請期間】 令和3年8月2日(月)～令和3年11月1日(月) ※予算に達し次第終了となります

【申請の流れ】

市町村より設置許可交付 → 工事施工契約 → **助成金申請** → 全ト協から交付決定通知 →
 市町村より完成検査済証交付 → **実績報告提出** → 助成金交付

【申請書類】（提出部数1部） ※会員事業者と協同組合・連合会では一部様式が異なります

助成金 申請時	①（様式1）自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書 ※協同組合は（様式3） ②施設工事契約書（写）または注文書・注文請書（写）または割賦販売契約書（写） ③危険物取扱所の設置（または変更）許可申請書（写）及び設置（または変更）許可書（写） ④（様式4）大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書
実績 報告時	①（様式6-1）自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書 ※協同組合は（様式6-3） ②施設整備に伴う図面（全体の概要図・平面図・立面図・所在地の記載を含む周辺地図） ③工事費用請求書及び明細書（写） 平面図はタンク容量・油種が記載してあること ④対象経費の支払いが完了していることを証する書類（領収証・賦払金支払明細表(写)など） ⑤危険物取扱所の完成検査済証（写） ⑥工事施工前・施工中・完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できる写真）

申請用紙については、下記ホームページからダウンロードしてください

【提出先】 会員は三ト協へ提出（一社）三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767
組合は直接全ト協へ提出（公社）全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

詳細は、全日本トラック協会のホームページをご確認ください

全ト協 令和3年度 軽油供給施設 → 検索

https://jta.or.jp/member/shien/keiyu_kyokuyushisetsu21.html

◆ 新入会員様のご紹介

会員名	(株)銀正 三重営業所	TEL	0595-98-6305	
支 部	鈴鹿支部	FAX	0595-98-6315	
所在地	〒519-0137 亀山市阿野田町966-1 フラワーパーク101		規 模	車両5両、従業員5名

◆ 会員様の所在地変更等(会員名簿訂正)

桑員支部	(株)Next Innovation	TEL:0568-48-7395/FAX:0568-48-7396
北勢支部	伊勢湾倉庫(株)	代表者名変更/福永 隆
	(有)大野組	住所変更/ 〒510-1251 三重郡菟野町千草7201-1
	近畿石油輸送(株)	代表者名変更/中川 義弘
	(株)SPEEDLINE	住所変更/ 〒510-1312 三重郡菟野町大字竹成字北追上286番5 TEL:059-329-6204/FAX:059-329-6205
	(株)NEXT LINE	住所変更/ 〒513-0012 鈴鹿市石薬師町3153-5 TEL:059-389-6585/FAX:059-389-6587
鈴鹿支部	名鉄急配(株)	代表者名変更/松田 康博
	(有)高榮運輸	住所変更/ 〒513-1123 鈴鹿市下大久保町2568-1 TEL:059-392-7099/FAX:059-392-7098

* 協会に対するご意見ご相談等をお寄せ下さい。



三重県トラック協会 FAX 059-225-2095